

I - A 教職課程：初等教育学科（2019年度生以降）

教職課程とは、「教育職員免許法及び同施行規則」に基づいて授与される「教育職員免許状」を取得するために設置された課程である。本学は、文部科学省から課程認定を受けているので、本学教職課程で定められた所定の科目を修得し、都道府県教育委員会に免許状申請を行えば、各学科・課程ごとに指定された種類・教科の「教育職員免許状」を取得することができる。

教職課程に関する授業科目は、卒業に必要な単位と併せて履修しなければならない。

また、教職課程を履修する者は、**将来教員の職を志すものでなければならない。ただ単に免許状の取得だけを目的としてこの課程を履修すべきではない。**

1. 教育職員免許状について

(1) 本学教育学部で取得できる免許状の種類

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科等
教 育 学 部	初 等 教 育 学 科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状	知・肢・病

(2) 基礎資格と最低修得単位数

次表は、教育職員免許状取得のための基礎資格および修得すべき法規上の単位(最低)数を示したものである。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数			介護等の体験
		教科及び教職に関する科目			
		教育の基礎的理解に関する科目等*	領域及び保育内容の指導法に関する科目※1 教科及び教科の指導法に関する科目※2	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭一種	学士の学位を有すること	21	16	14	
小学校教諭一種		27	30	2	

※1は幼稚園教諭一種、※2は小学校教諭一種に関する科目

*教育の基礎的理解に関する科目等は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総称

(注)

「介護等の体験」は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって義務付けられている。

小学校教諭の普通免許状を取得するには、特別支援学校及び社会福祉施設で計7日間以上の「介護等の体験」を行い、証明書を発行してもらう必要がある。

免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数
		特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭一種	学士の学位を有すること 及び幼、小、中、高、いずれかの教諭免許状を有すること	26

資 格

2. 単位の修得方法について

本学において教育職員免許状を取得するためには、卒業要件単位の修得を基礎資格とし、各々所属している学科の授業科目表に定める(1)総合教養教育科目等、(2)教科及び教職に関する科目を次のとおり履修しなければならない。

また、本学教育学部初等教育学科において特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)を取得するためには、幼・小・中・高いずれかの教諭免許状を取得あるいは取得見込みのうえ、(3)特別支援教育に関する科目を履修しなければならない。

(1) 総合教養教育科目等

本学教育学部において教育職員免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を履修した上で、総合教養教育科目20単位以上、外国語教育科目6単位以上、専門教育科目62単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

表 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(教育学部共通)

(2019年度生以降)

学 科	免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位数	授 業 科 目 名	単位数		
				必修	選択	
初等教育学科 教育心理学科	日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	体育	2	身体運動と健康の科学		2	} 2単位選択必修
			健康・スポーツと社会		2	
			スポーツ1(※)		1	} 1単位選択必修
スポーツ2				1		
スポーツ3				1		
スポーツ4		1				
外国語コミュニケーション	2	English Reading 1(※) English Reading 2(※) English Reading 3(※) English Reading 4(※)	1 1 1 1		} 4単位必修	
情報機器の操作	2	情報と表現 情報と文化 情報処理演習1(※) 情報処理演習2		2 2 2 2	} 2単位選択必修	

(※) 印の科目は、学科でクラス指定されたものを、必ず履修すること。

(2) 教科及び教職に関する科目 (2023年度生)

教育の基礎的理解に関する科目等

初等教育学科において、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を履修する。

表1 「教育の基礎的理解に関する科目等」 免許種類：幼一種免、小一種免 (2023年度生)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目						
科目	各科目に含める必要事項	必要最低単位数		授業科目名	単位数		履修年次	開講期	授業形態
		幼	小		幼	小			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育学概論	必2	必2	1	後期	講義
				教育の歴史	2	2	2	前期	講義
	教職論			必2	必2	1	前期	講義	
	学校制度論			必2	必2	3	後期	講義	
	教育心理学			必2	必2	1	前期	講義	
	発達心理学			必2	必2	2	後期	講義	
	学習・言語心理学			2	2	2	後期	講義	
	特別支援教育(障がい児保育を含む)Ⅰ			必1		1	後期	演習	
	特別支援教育(障がい児保育を含む)Ⅱ			必1		2	前期	演習	
	特別ニーズ教育総論				必2	2	前期	講義	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	10	教育方法論	必2		3	後期	講義
				幼児理解の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			必2		2	後期	演習	
	道徳の理論及び指導法				必2	2	後期	講義	
	総合的な学習の時間の指導法				必2	3	後期	講義	
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術				必2	3	後期	講義	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				必1	2	集中	講義	
	生徒指導の理論及び方法								
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				必2	2	前期	講義	
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	幼稚園教育実習Ⅰ	必1		2	集中	実習
				幼稚園教育実習Ⅱ	必3		3	集中	実習
				幼稚園教育実習指導Ⅰ	必1		3	前期	実習
				幼稚園教育実習指導Ⅱ	必1		3	後期	実習
				小学校教育実習		必4	3	集中	実習
				小学校教育実習指導Ⅰ		必1	3	前期	実習
				小学校教育実習指導Ⅱ		必1	3	後期	実習
				教職実践演習	2	2	4	後期	演習
必要最低単位数	21	27	必修科目単位数	26	33				

資格

領域及び保育内容の指導法に関する科目 教科及び教科の指導法に関する科目

初等教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を履修する。

表2 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」 免許種類：幼一種免（2023年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目				
科目	各科目に含める必要事項	必要最低単位数	授業科目名	単位数	履修年次	開講期	授業形態
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	幼児の健康	必2	1	後期	演習
			幼児の人間関係	必2	2	前期	演習
			幼児の環境	必2	2	前期	演習
			幼児の言葉	必2	1	前期	演習
			幼児の表現	必2	1	前期	演習
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容総論	必2	2	前期	演習
			幼児の健康の指導法	必2	2	後期	演習
			幼児の人間関係の指導法	必2	3	前期	演習
			幼児の環境の指導法	必2	3	前期	演習
			幼児の言葉の指導法	必2	2	前期	演習
			幼児の音楽表現の指導法	必2	2	後期	演習
			幼児の造形表現の指導法	必2	2	前期	演習
			児童文化	必2	3	前期	講義
必要最低単位数	16	必修科目単位数	26				

初等教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修する。

表3 「教科及び教科の指導法に関する科目」 免許種類：小一種免（2023年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目				
科目	各科目に含める必要事項	必要最低単位数	授業科目名	単位数	履修年次	開講期	授業形態
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	国語 I	必2	1	前期	講義
			国語 II	2	1	後期	講義
			社会 I	必2	2	後期	講義
			社会 II	2	3	後期	講義
			算数 I	必2	2	前期	講義
			算数 II	2	2	後期	講義
			理科 I	必2	2	後期	講義
			理科 II	2	3	後期	講義
			生活	必2	1	後期	講義
			音楽	必2	1	前期	演習
			図画工作 I	必2	1	前期	演習
			図画工作 II	2	1	後期	演習
			家庭	必2	1	後期	講義
			体育実技	必1	1	前期	演習
			体育	必2	2	後期	演習
			児童英語 I	必2	2	前期	講義
			児童英語 II	2	2	後期	講義
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		国語科教育法 I	必2	2	後期	講義
			国語科教育法 II	2	4	後期	講義
			社会科教育法	必2	3	前期	講義
			算数科教育法 I	必2	2	後期	講義
			算数科教育法 II	2	3	前期	講義
			理科教育法	必2	3	前期	講義
			生活科教育法	必2	2	前期	講義
			音楽科教育法	必2	2	前期	講義
			図画工作科教育法	必2	3	前期	講義
			家庭科教育法	必2	3	前期	講義
体育科教育法	必2	2	前期	講義			
外国語教育法	必2	3	後期	講義			
必要最低単位数	30	必修科目単位数	41				

大学が独自に設定する科目

初等教育学科において幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「大学が独自に設定する科目」を履修する。

ただし、「大学が独自に設定する科目」は、次のA～Cの修得単位数の合計により、必要単位数を修得したものと認める。

- (A) 幼稚園一種21単位、小学校一種27単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数
- (B) 幼稚園一種16単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数
小学校一種30単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位数
- (C) 下表に示す科目の修得単位数

表4 「大学が独自に設定する科目」 免許種類：幼一種免、小一種免（2023年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目				
科 目	必要最低単位数		授 業 科 目 名	単位数		備 考
	幼	小		幼	小	
大学が独自に設定する科目	14	2	介護等体験	1	必1	
			子ども家庭福祉Ⅰ	2	2	
			社会福祉Ⅰ	2	2	
			子どもの食と栄養Ⅰ	1		幼一種免のみ認める
			子どもの食と栄養Ⅱ	1		幼一種免のみ認める
			保幼小現場体験	1	1	
			特別支援学校現場体験	1	1	特支一種免取得希望者に限る
			教育・福祉インターンシップ	1	1	
			ピアノ基礎演習	1	1	
			ピアノ実践演習	必1	必1	
			幼小連携教育演習1（音楽）	1	1	
			幼小連携教育演習2（音楽）	1	1	
			幼小連携教育演習3（造形・図工）	1	1	
			幼小連携教育演習4（造形・図工）	1	1	
			幼小連携教育演習5（運動・体育）	1	1	
			幼小連携教育演習6（運動・体育）	1	1	
			学校経営と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			学校図書館メディアの構成	2	2	司書教諭に関する科目
			学習指導と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			読書と豊かな人間性	2	2	司書教諭に関する科目
情報メディアの活用	2	2	司書教諭に関する科目			

資格

(3) 特別支援教育に関する科目

初等教育学科において、特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）を取得しようとする者は、幼・小さいずれかの教諭免許状を取得あるいは取得見込みのうえ、次の表にしたがって「特別支援教育に関する科目」を履修する。

表 「特別支援教育に関する科目」 免許種類：特支一種免（知・肢・病）（2023年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目							
科目	単位数	授業科目名	中心となる領域	含む領域	単位数	履修年次	開講期	授業形態	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育総論 特別支援教育の制度と歴史			必2 2	1 2	後期 後期	講義 講義	
特別支援教育領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害の心理学（障害者・障害児心理学B）	知的障害者		必2	1	後期	講義	
		知的障害児の生理・病理	知的障害者		必1	1	前期	講義	
		肢体不自由児の心理（障害者・障害児心理学A）	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	必1	1	前／集中	講義	
		肢体不自由児の生理・病理	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	必1	2	前／集中	講義	
		病弱児の心理	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	必1	3	前期	講義	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育Ⅰ	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		必2	2	前期	講義
		知的障害児教育Ⅱ	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		必2	2	後期	講義
		肢体不自由児教育	肢体不自由者			必2	3	前期	講義
		病弱児教育	病弱者			必2	3	後期	講義
		特別支援教育各論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		選必2	3	前期	講義
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児心理学各論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者			3	後期	講義	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害の心理学	重複・LD等領域		必2	2	後期	講義	
		発達障害児の生理・病理	重複・LD等領域		必1	1	後期	講義	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害児教育	重複・LD等領域			必2	3	前期	講義
		重複障害児教育総論	重複・LD等領域			必2	3	後期	講義
		言語障害児教育総論	重複・LD等領域			2	2	後期	講義
		視覚障害児教育総論	視覚障害者			必1	3	後期	講義
		聴覚障害児教育総論	聴覚障害者			必1	3	後期	講義
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習指導				必1	4	集中	実習	
	特別支援教育実習				必2	4	集中	実習	
必要最低単位数		必要科目単位数			31				

*併せて、特別支援学校現場体験を履修することが望ましい。

3. 教育実習受講のための基準について（2023年度生）

「教育実習」を履修する学生は、次の条件を充足しているものとする。

- (1) 将来教育職員となる意志の強いこと。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」について、実習実施の前学年終了までに、原則として以下に掲げる科目を修得していること。

幼一種免

幼稚園教育実習Ⅰ：教育学概論，教職論，教育心理学，特別支援教育（障がい児保育を含む）Ⅰ，幼児の健康，幼児の言葉，幼児の表現，以上7科目。

幼稚園教育実習Ⅱ：発達心理学，幼稚園教育課程論，幼児理解とカウンセリング，幼稚園教育実習Ⅰ，幼児の人間関係，幼児の環境，保育内容総論，以上7科目。

小一種免：教育学概論，教職論，教育心理学，発達心理学，特別ニーズ教育総論，小学校教育課程論，道德の指導法，ICT活用の理論と方法，生徒・進路指導論，国語科教育法Ⅰ，算数科教育法Ⅰの11科目，及び生活科教育法，音楽科教育法，体育科教育法の3科目のうち2科目以上。

- (3) 小一種免は「教科に関する専門的事項」，特支一種免は「特別支援教育に関する科目」について、実習実施の前学年終了までに、原則として以下に掲げる科目を修得していること。

小 一 種 免：必修科目単位数21単位の2／3以上の単位（14単位）

特支一種免：必修科目単位数28単位の2／3以上の単位（19単位）

※実習の前年度までに「特別支援学校現場体験」を受講することが望ましい。

- (4) 当該「教育実習指導」への出席状況が良好であること。

4. 教育実習手続き

(1) 教育実習手順

- ① 実習を希望する幼稚園，小学校については、実習の前年度に手続きを行う。ただし、いずれも、地域、実習人数、実習先の条件等により、必ずしも希望通りにはならない。
- ② 大学は、実習前に幼稚園へ「実習生個人票」を送付する。小学校の「教育実習生個人票」は事前訪問で本人が持参する。その際、実習生は実習担当者の指示に従い、所定の用紙に記入し実習担当者に提出すること。
- ③ 実習の始まる約2ヶ月前には、実習園・実習校ごとに選出されたリーダーが、実習先に連絡をとり、実習打ち合わせの日程を決める。打ち合わせ日には、必ず全員揃って訪問をし、実習に必要な準備、事前学習内容、携行品、実習上の諸注意などについて指導を受けること。
- ④ 本学では、学科教員が、実習生の訪問指導にあたる。訪問指導教員が決まり次第、各実習園・実習校のリーダーに担当教員から連絡をする。

(2) 実習生の心得

- ① 実習期間中は、園児・児童にとって常に先生・教師であることを自覚すること。言葉遣い、態度はもちろんのこと、服装、髪型、化粧などについても教師としてふさわしい態度を心がけること。
- ② 実習中、実習に支障をきたすような事故、あるいは病気などで実習を欠席・遅刻・早退する時は、実習園・実習校および保育・教職支援課に電話などで必ず連絡すること。後日、欠席・遅刻・早退届を実習園・実習校および実習担当教員に提出すること。

(3) 教育実習費

幼稚園教育実習及び小学校教育実習，特別支援教育実習を実施するために必要な教材資料及び諸費用として、教育実習費を所定の期間5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。所定の期間に実習費を納入しなかった者は、その年度での教育実習を認めない。なお、一旦納入した実習費は、一

切返さない。

※万一、病気等やむを得ない理由によって実習が不可能となかった場合には、速やかに実習担当教員に申し出て、その指示に従い、自分勝手な行動はとらないこと。

5. 教職履修カルテの作成について

4年次後期の「保育・教職実践演習」の履修に向けて、「教職履修カルテ」を作成しなければならない。また、指定された時期に提出する必要がある。カルテ未提出者はそれ以降の教職課程の履修を認めない。カルテの作成方法・提出時期について説明会を実施するので、必ず出席すること。

6. 教育職員免許状の申請について（4年次生）

(1) 一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者をとりまとめて岡山県教育委員会へ免許状授与の申請をすることである。一括申請の手続方法・受付期間・手数料等詳細については、卒業年次の11月上旬（予定）に説明会を行うので、必ず出席すること。

(2) 個人申請

一括申請手続きをしなかった者は、個人申請となる。この場合の免許状の取得は、卒業後の4月以降となる場合がある。個人申請は、卒業後に都道府県の教育委員会へ申請し、免許状取得後は免許状番号を必ず教務課へ連絡すること。

7. 介護等体験の実施について（3年次生又は4年次生）

○教育免許法の特例としての介護等の体験の義務づけについて

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）及びその省令が、1998年4月1日より施行され、小学校及び中学校の普通免許状の授与を受けようとする者に介護等の体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）が義務付けられた。

1. 介護等の体験の期間

18歳に達した後、7日間を下らない範囲内

2. 介護等の体験の実施施設

特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設

3. 教員免許状の授与申請に当たっては、介護等の体験に関する証明書の提出が必要

介護等体験を行う者は、オリエンテーション期間中に開催される説明会に必ず出席し、指定された提出書類を期日までに提出すること。

(1) 介護等体験実施期間・実施場所

特別支援学校においては連続した2日間、社会福祉施設においては連続した5日間実施する。

実施施設について、原則は岡山県内で行うものとする。

(2) 介護等体験費

当該年度に介護等体験を実施するものは、5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。所定の期間に実習費を納付しなかった者は、その年度での介護等体験を認めない。なお、一旦納入した体験費は、一切返還しない。

(3) 介護等体験実施申し込み手続き

岡山県の特別支援学校および社会福祉施設の介護等体験実施の申し込み手続きは、年度当初に大学を通して行う。

(4) 健康診断書の提出

介護等体験実施生は、体験実施先に健康診断書を提出しなければならない。従って、介護等体験実施年度

当初に行われる学内健康診断の全ての項目を必ず受診し、所定の期日までに健康診断書を保育・教職支援課に申し込むこと。

(5) 介護等体験実施の取りやめ

やむを得ない事由のほかは、介護等体験実施を中止したり変更したりすることはできない。また、そのような事由が生じた場合は、至急保育・教職支援課に連絡すること。

(6) 介護等体験実施期間中の欠席

① 介護等体験実施中は、大学の授業を欠席することになるので、通常授業と同様に担当教員ならびに教務課へ、前もって公欠届を提出すること。

② 介護等体験の欠席は、原則として認められない。やむを得ない事由（本人の病気、忌引等）による場合は、速やかに介護体験実施先ならびに保育・教職支援課に届け出て、その指示に従うこと。

(7) 介護等体験実施期間中の身だしなみ

介護等体験実施にふさわしい身だしなみを心がけること。また、体験実施先の指示に従うこと。

(8) 介護等体験証明書の発行

証明書の発行に際して手数料が必要な場合は本人負担となる。受け取った証明書は介護等体験実施終了後1週間以内に保育・教職支援課まで提出すること。なお、証明書は再発行されない。

(9) 「介護等の体験」を要しない者

① 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教諭、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者については、「介護等の体験」を要しない。

② 身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級であると記載されている者については、「介護等の体験」を要しない。

(10) 介護等体験の事前指導

5月に事前指導を実施するので、必ず参加すること。

(2) 教科及び教職に関する科目 (2022年度生まで)

教育の基礎的理解に関する科目等

初等教育学科において、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を履修する。

表1 「教育の基礎的理解に関する科目等」 免許種類：幼一種免、小一種免 (2022年度生)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目						
科目	各科目に含める必要事項	必要最低単位数		授業科目名	単位数		履修年次	開講期	授業形態
		幼	小		幼	小			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育学概論	必2	必2	1	後期	講義
				教育の歴史	2	2	2	前期	講義
	教職論			必2	必2	1	前期	講義	
	学校制度論			必2	必2	3	後期	講義	
	教育心理学			必2	必2	1	前期	講義	
	発達心理学			必2	必2	2	後期	講義	
	学習・言語心理学			2	2	2	後期	講義	
	特別支援教育(障がい児保育を含む)Ⅰ			必1		1	後期	演習	
	特別支援教育(障がい児保育を含む)Ⅱ			必1		2	前期	演習	
	特別ニーズ教育総論				必2	2	前期	講義	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	幼稚園教育課程論		必2	2	後期	講義			
	小学校教育課程論		必2	2	後期	講義			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	10	教育方法論	必2		3	後期	講義
				幼児理解とカウンセリング	必2		2	後期	講義
	幼児理解の理論及び方法								
	道徳の理論及び指導法				必2	2	後期	講義	
	総合的な学習の時間の指導法				必2	3	後期	講義	
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術				必2	3	後期	講義	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				必1	2	集中	講義	
	ICT活用の理論と方法								
	生徒指導の理論及び方法				必2	3	後期	講義	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
生徒・進路指導論		必2	3	後期	講義				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法									
教育相談		必2	2	前期	講義				
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	幼稚園教育実習	必4		3	集中	実習
				幼稚園教育実習指導Ⅰ	必1		3	前期	実習
				幼稚園教育実習指導Ⅱ	必1		3	後期	実習
				小学校教育実習		必4	3	集中	実習
				小学校教育実習指導Ⅰ		必1	3	前期	実習
				小学校教育実習指導Ⅱ		必1	3	後期	実習
教職実践演習	2	2	保育・教職実践演習(幼・小)	必2	必2	4	後期	演習	
必要最低単位数		21	27	必修科目単位数		26	33		

教育の基礎的理解に関する科目等

初等教育学科において、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を履修する。

表1 「教育の基礎的理解に関する科目等」 免許種類：幼一種免、小一種免（2019～2021年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目										
科目	各科目に含める必要事項	必要最低単位数		授業科目名	単位数		履修年次	開講期	授業形態				
		幼	小		幼	小							
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	教育学概論	必2	必2	1	後期	講義				
				教育の歴史	2	2	2	前期	講義				
				教職論	必2	必2	1	前期	講義				
				学校制度論	必2	必2	3	後期	講義				
				教育心理学	必2	必2	1	前期	講義				
				発達心理学	必2	必2	2	後期	講義				
				学習・言語心理学（＝学習心理学）	2	2	2	後期	講義				
				特別支援教育（障がい児保育を含む）Ⅰ（＝障がい児保育Ⅰ）	必1		1	後期	演習				
				特別支援教育（障がい児保育を含む）Ⅱ（＝障がい児保育Ⅱ）	必1		2	前期	演習				
				特別ニーズ教育総論		必2	2	前期	講義				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	10	教育方法論	必2		3	後期	講義				
				幼児理解とカウンセリング	必2		2	後期	講義				
				道徳の指導法		必2	2	後期	講義				
				特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		必2	3	後期	講義				
				教育方法論		必2	3	後期	講義				
				生徒・進路指導論		必2	3	後期	講義				
				教育相談		必2	2	前期	講義				
				教育実践に関する科目	教育実習	5	5	幼稚園教育実習	必4		3	集中	実習
								幼稚園教育実習指導Ⅰ	必1		3	前期	実習
								幼稚園教育実習指導Ⅱ	必1		3	後期	実習
小学校教育実習	必4		3					集中	実習				
小学校教育実習指導Ⅰ	必1		3					前期	実習				
小学校教育実習指導Ⅱ	必1		3					後期	実習				
教職実践演習	2	2	4					後期	演習				
保育・教職実践演習（幼・小）	必2	必2	4	後期	演習								
必要最低単位数	21	27	必修科目単位数	26	32								

資格

領域及び保育内容の指導法に関する科目 教科及び教科の指導法に関する科目

初等教育学科において、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修する。

表2 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」

免許種類：幼一種免、小一種免（2019～2022年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目							
科目区分	各科目に含める必要事項	必要最低単位数		授業科目名	単位数		履修年次	開講期	授業形態	
		幼	小		幼	小				
(幼一種免) 領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	16	30	国語 I	必2	必2	1	前期	講義
					国語 II	2	2	1	後期	講義
					社会 I		必2	2	後期	講義
					社会 II		2	3	後期	講義
					算数 I	2	必2	2	前期	講義
					算数 II	2	2	2	後期	講義
					理科 I		必2	2	後期	講義
					理科 II		2	3	後期	講義
					生活	2	必2	1	後期	講義
					音楽	音楽 I	必1	必1	1	前期
音楽 II	必1	必1	1	後期		演習				
音楽 III	必1	1	2	前期		演習				
音楽 IV	必1	1	2	後期		演習				
音楽 V	1	1	3	前期		演習				
音楽 VI	1	1	3	後期		演習				
図画工作	図画工作 I	必1	必1	1		前期	演習			
	図画工作 II	必1	必1	1		後期	演習			
	図画工作 III	1	1	3		前期	演習			
	図画工作 IV	1	1	3		後期	演習			
家庭	家庭		必2	1	後期	講義				
	体育	体育 I	必1	必1	1	前期	演習			
		体育 II	必1	必1	1	後期	演習			
		体育 III	1	1	3	前期	演習			
体育 IV		1	1	3	後期	演習				
外国語	児童英語 I (= 児童英語)		必2	2	前期	講義				
	児童英語 II		2	2	後期	講義				
(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	16	30	保育内容総論	必2		2	前期	演習
					幼児の健康	必1		2	後期	演習
					幼児の人間関係	必1		2	前期	演習
					幼児の環境	必1		2	前期	演習
					幼児の言葉	必1		2	前期	演習
					幼児の音楽表現 I	必1		2	後期	演習
					幼児の音楽表現 II	必1		3	前期	演習
					幼児の造形表現 I	必1		2	前期	演習
					幼児の造形表現 II	必1		3	後期	演習
					幼児の身体表現 I	必1		2	後期	演習
					幼児の身体表現 II	必1		3	前期	演習
					児童文化	必2		2	前期	講義
(情報機器及び教材の活用を含む。)	小	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) (2022年度生～) / 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) (～2021年度生)	16	30	国語科教育法 I (= 国語科教育法)		必2	2	後期	講義
					国語科教育法 II		2	4	後期	講義
					社会科教育法		必2	3	前期	講義
					算数科教育法 I (= 算数科教育法)		必2	2	後期	講義
					算数科教育法 II		2	3	前期	講義
					理科教育法		必2	3	前期	講義
					生活科教育法		必2	2	前期	講義
					音楽科教育法		必2	2	前期	講義
					図画工作科教育法		必2	2	後期	講義
					家庭科教育法		必2	2	前期	講義
					体育科教育法		必2	2	前期	講義
					外国語教育法 (= 児童英語教育法)		必2	3	前期	講義
必要最低単位数			16	30	必修科目単位数		24	40		

資格

大学が独自に設定する科目

初等教育学科において幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「大学が独自に設定する科目」を履修する。

「大学が独自に設定する科目」は、次のA～Cの修得単位数の合計により、必要単位数を修得したものと認める。

- (A) 幼稚園一種16単位、小学校一種30単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位数
- (B) 幼稚園一種21単位、小学校一種27単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数
- (C) 下表に示す科目の修得単位数

表3 「大学が独自に設定する科目」 免許種類：幼一種免、小一種免（2022年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目				
科 目	必要最低単位数		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
	幼	小		幼	小	
大学が独自に設定する科目	14	2	介 護 等 体 験	1	必1	
			児 童 家 庭 福 祉 I	2	2	
			社 会 福 祉 I	2	2	
			子 ども の 食 と 栄 養 I	1		幼一種免のみ認める
			子 ども の 食 と 栄 養 II	1		幼一種免のみ認める
			教育・福祉インターンシップI	1	1	
			教育・福祉インターンシップII	1	1	
			学校経営と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			学校図書館メディアの構成	2	2	司書教諭に関する科目
			学習指導と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			読書と豊かな人間性	2	2	司書教諭に関する科目
情報メディアの活用	2	2	司書教諭に関する科目			

表3 「大学が独自に設定する科目」 免許種類：幼一種免、小一種免（2019～2021年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目				
科 目	必要最低単位数		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
	幼	小		幼	小	
大学が独自に設定する科目	14	2	介 護 等 体 験	1	必1	
			児 童 家 庭 福 祉 I	2	2	
			社 会 福 祉 I	2	2	
			子 ども の 食 と 栄 養 I	1		幼一種免のみ認める
			子 ども の 食 と 栄 養 II	1		幼一種免のみ認める
			教育・福祉インターンシップI	1	1	
			教育・福祉インターンシップII	1	1	特支一種免必修
			学校経営と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			学校図書館メディアの構成	2	2	司書教諭に関する科目
			学習指導と学校図書館	2	2	司書教諭に関する科目
			読書と豊かな人間性	2	2	司書教諭に関する科目
情報メディアの活用	2	2	司書教諭に関する科目			

資格

(3) 特別支援教育に関する科目

初等教育学科において、特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）を取得しようとする者は、幼・小さいいずれかの普通免許状を取得あるいは取得見込みのうえ、次の表にしたがって「特別支援教育に関する科目」のを履修する。

表 「特別支援教育に関する科目」 免許種類：特支一種免（知・肢・病）（2019～2022年度生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目							
科目	単位数	授業科目名	中心となる領域	含む領域	単位数	履修年次	開講期	授業形態	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育総論 特別支援教育の制度と歴史			必2 2	1 2	後期 後期	講義 講義	
特別支援教育領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害の心理学（障害者・障害児心理学B）	知的障害者		必2	1	後期	講義	
		知的障害児の生理・病理	知的障害者		必1	1	前期	講義	
		肢体不自由児の心理（障害者・障害児心理学A）	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	必1	1	前期・集中	講義	
		肢体不自由児の生理・病理	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	必1	2	前期・集中	講義	
		病弱児の心理	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	必1	2	前期	講義	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育Ⅰ	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	必2	2	前期	講義	
		知的障害児教育Ⅱ	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	必2	2	後期	講義	
		肢体不自由児教育 病弱児教育	肢体不自由者 病弱者		必2 必2	3 3	前期 後期	講義 講義	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	特別支援教育各論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		選必2	2	前期	講義
		障害児心理学各論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		2	後期	講義	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害の心理学	重複・LD等領域		必2	2	前期	講義	
		発達障害児の生理・病理	重複・LD等領域		必1	1	後期	講義	
		重複障害児の心理	重複・LD等領域		必1	2	後期	講義	
		重複障害児の生理・病理	重複・LD等領域		必1	2	前期	講義	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害児教育	重複・LD等領域		必2	3	前期	講義	
		重複障害児教育	重複・LD等領域		必2	3	前期	講義	
		視覚障害児教育総論	視覚障害者		必1	2	後期	講義	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児教育総論	聴覚障害者		必1	2	後期・集中	講義		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習指導 特別支援教育実習			必1 必2	3 3	集中 集中	実習 実習	
必要最低単位数		26	必要科目単位数		33				

*併せて、教育・福祉インターンシップⅡを履修することが望ましい。
2019～2021年度生は、教育・福祉インターンシップⅡを必ず履修すること。

3. 教育実習受講のための基準について（2019～2022年度生）

「教育実習」を履修する学生は、次の条件を充足しているものとする。

(1) 将来教育職員となる意志の強いこと。

(2) 「領域及び保育内容の指導法」「教科及び教科の指導法」および「教育の基礎的理解に関する科目等」について、実習実施の前学年終了までに、原則として以下に掲げる科目を修得していること。

幼一種免：教職論，教育学概論，教育心理学，発達心理学，特別支援教育（障がい児保育を含む）Ⅰ，特別支援教育（障がい児保育を含む）Ⅱ，幼稚園教育課程論，保育内容総論，幼児の健康，幼児の人間関係，幼児の環境，幼児の言葉，幼児の音楽表現Ⅰ，幼児の造形表現Ⅰ，幼児の身体表現Ⅰ，児童文化，幼児理解とカウンセリング，以上17科目。

小一種免：教職論，教育学概論，教育心理学，発達心理学，特別ニーズ教育総論，小学校教育課程論，国語科教育法，算数科教育法，生活科教育法，音楽科教育法，図画工作科教育法，家庭科教育法，体育科教育法，道徳の指導法，教育相談，以上15科目。

(3) 「領域に関する専門的事項 教科に関する専門的事項」（特支一種免は「特別支援教育に関する科目」）について、実習実施の前学年終了までに、原則として以下に掲げる単位数を修得していること。

幼一種免：必修科目単位数10単位の2/3以上の単位（7単位）

小一種免：必修科目単位数20単位の2/3以上の単位（14単位）

特支一種免：「特別支援教育に関する科目」14単位以上（ただし4年次に実習を行う場合は18単位以上）

※実習の前年度までに「教育・福祉インターンシップⅡ」を受講することが望ましい。

※2019～2021年度生は、実習の前年度までに「教育・福祉インターンシップⅡ」を受講すること。

(4) 当該「教育実習指導Ⅰ」への出席状況が良好であること。

4. 教育実習手続き

(1) 教育実習手順

- ① 実習を希望する幼稚園，小学校については、実習の前年度に手続きを行う。ただし、いずれも、地域、実習人数、実習先の条件等により、必ずしも希望通りにはならない。
- ② 大学は、実習前に幼稚園へ「実習生個人票」を送付する。小学校の「教育実習生個人票」は事前訪問で本人が持参する。その際、実習生は実習担当者の指示に従い、所定の用紙に記入し実習担当者に提出すること。
- ③ 実習の始まる約2ヶ月前には、実習園・実習校ごとに選出されたリーダーが、実習先に連絡をとり、実習打ち合わせの日程を決める。打ち合わせ日には、必ず全員揃って訪問をし、実習に必要な準備、事前学習内容、携行品、実習上の諸注意などについて指導を受けること。
- ④ 本学では、学科教員が、実習生の訪問指導にあたる。訪問指導教員が決まり次第、各実習園・実習校のリーダーに担当教員から連絡をする。

(2) 実習生の心得

- ① 実習期間中は、園児・児童にとって常に先生・教師であることを自覚すること。言葉遣い、態度はもちろんのこと、服装、髪型、化粧などについても教師としてふさわしい態度を心がけること。
- ② 実習中、実習に支障をきたすような事故、あるいは病気などで実習を欠席・遅刻・早退する時は、実習園・実習校および保育・教職支援課に電話などで必ず連絡すること。後日、欠席・遅刻・早退届を実習園・実習校および実習担当教員に提出すること。

(3) 教育実習費

幼稚園教育実習及び小学校教育実習，特別支援教育実習を実施するために必要な教材資料及び諸費用として、教育実習費を所定の期間5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。所定の

期間に実習費を納入しなかった者は、その年度での教育実習を認めない。なお、一旦納入した実習費は、一切返還しない。

※万一、病気等やむを得ない理由によって実習が不可能となった場合には、速やかに実習担当教員に申し出て、その指示に従い、自分勝手な行動はとらないこと。

5. 教職履修カルテの作成について

4年次後期の「保育・教職実践演習」の履修に向けて、「教職履修カルテ」を作成しなければならない。また、指定された時期に提出する必要がある。カルテ未提出者はそれ以降の教職課程の履修を認めない。カルテの作成方法・提出時期について説明会を実施するので、必ず出席すること。

6. 教育職員免許状の申請について（4年次生）

(1) 一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて岡山県教育委員会へ免許状授与の申請をすることである。一括申請の手続方法・受付期間・手数料等詳細については、卒業年次の11月上旬（予定）に説明会を行うので、必ず出席すること。

(2) 個人申請

一括申請手続きをしなかった者は、個人申請となる。この場合の免許状の取得は、卒業後の4月以降となる場合がある。個人申請は、卒業後に都道府県の教育委員会へ申請し、免許状取得後は免許状番号を必ず教務課へ連絡すること。

7. 介護等体験の実施について（3年次生又は4年次生）

○教育免許法の特例としての介護等の体験の義務づけについて

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）及びその省令が、1998年4月1日より施行され、小学校及び中学校の普通免許状の授与を受けようとする者に介護等の体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）が義務付けられた。

1. 介護等の体験の期間

18歳に達した後、7日間を下らない範囲内

2. 介護等の体験の実施施設

特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設

3. 教員免許状の授与申請に当たっては、介護等の体験に関する証明書の提出が必要

介護等体験を行う者は、3月下旬に開催される説明会に必ず出席し、指定された提出書類を期日までに提出すること。

(1) 介護等体験実施期間・実施場所

特別支援学校においては連続した2日間、社会福祉施設においては連続した5日間実施する。

実施施設について、原則は岡山県内で行うものとする。

(2) 介護等体験費

当該年度に介護等体験を実施するものは、5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。所定の期間に実習費を納付しなかった者は、その年度での介護等体験を認めない。なお、一旦納入した体験費は、一切返還しない。

(3) 介護等体験実施申し込み手続き

岡山県の特別支援学校および社会福祉施設の介護等体験実施の申し込み手続きは、年度当初に大学を通して行う。

(4) 健康診断書の提出

介護等体験実施生は、体験実施先に健康診断書を提出しなければならない。従って、介護等体験実施年度当初に行われる学内健康診断の全ての項目を必ず受診し、所定の期日までに健康診断書を保育・教職支援課に申し込むこと。

(5) 介護等体験実施の取りやめ

やむを得ない事由のほかは、介護等体験実施を中止したり変更したりすることはできない。また、そのような事由が生じた場合は、至急保育・教職支援課に連絡すること。

(6) 介護等体験実施期間中の欠席

① 介護等体験実施中は、大学の授業を欠席することになるので、通常授業と同様に担当教員ならびに教務課へ、前もって公欠届を提出すること。

② 介護等体験の欠席は、原則として認められない。やむを得ない事由（本人の病気、忌引等）による場合は、速やかに介護体験実施先ならびに保育・教職支援課に届け出て、その指示に従うこと。

(7) 介護等体験実施期間中の身だしなみ

介護等体験実施にふさわしい身だしなみを心がけること。また、体験実施先の指示に従うこと。

(8) 介護等体験証明書の発行

証明書の発行に際して手数料が必要な場合は本人負担となる。受け取った証明書は介護等体験実施終了後1週間以内に保育・教職支援課まで提出すること。なお、証明書は再発行されない。

(9) 「介護等の体験」を要しない者

① 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者については、「介護等の体験」を要しない。

② 身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級であると記載されている者については、「介護等の体験」を要しない。

(10) 介護等体験の事前指導

5月に事前指導を実施するので、必ず参加すること。

I-B 教職課程：教育心理学科（2019年度生以降）

教職課程とは、「教育職員免許法及び同施行規則」に基づいて授与される「教育職員免許状」を取得するために設置された課程である。本学は、文部科学省から課程認定を受けているので、本学教職課程で定められた所定の科目を修得し、都道府県教育委員会に免許状申請を行えば、各学科・課程ごとに指定された種類・教科の「教育職員免許状」を取得することができる。

教職課程に関する授業科目は、卒業に必要な単位と併せて履修しなければならない。

また、教職課程を履修する者は、将来教員の職を志すものでなければならない。ただ単に免許状の取得だけを目的としてこの課程を履修すべきではない。

1. 教育職員免許状について

(1) 本学教育学部で取得できる免許状の種類

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科等
教育学部	教育心理学科	養護教諭一種免許状	

(2) 基礎資格と最低修得単位数

次表は、教育職員免許状取得のための基礎資格および修得すべき法規上の単位(最低)数を示したものである。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数		
		養護及び教職に関する科目		
		養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等*	大学が独自に設定する科目
養護教諭一種	学士の学位を有すること	28	21	7

*教育の基礎的理解に関する科目等は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総称

2. 単位の修得方法について

本学において教育職員免許状を取得するためには、卒業要件単位の修得を基礎資格とし、各々所属している学科の授業科目表に定める(1)総合教養教育科目等、(2)養護及び教職に関する科目を次のとおり履修しなければならない。

(1) 総合教養教育科目等

本学教育学部において教育職員免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を履修した上で、総合教養教育科目20単位以上、外国語教育科目6単位以上、専門教育科目78単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

表「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」(教育学部共通)

(2019年度生以降)

学科等	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目			備考
	科目	単位数	授業科目名	単位数		
				必修	選択	
初等教育学科 教育心理学科	日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	体育	2	身体運動と健康の科学		2	} 2単位選択必修
			健康・スポーツと社会		2	
			スポーツ1 (※)		1	} 1単位選択必修
スポーツ2				1		
スポーツ3		1				
スポーツ4		1				
外国語コミュニケーション	2	English Reading 1 (※)	1		} 4単位必修	
		English Reading 2 (※)	1			
		English Reading 3 (※)	1			
		English Reading 4 (※)	1			
情報機器の操作	2	情報と表現		2	} 2単位選択必修	
		情報と文化		2		
		情報処理演習1 (※)		2		
		情報処理演習2		2		

(※) 印の科目は、学科でクラス指定されたものを、必ず履修すること。

資格

(2) 養護及び教職に関する科目

教育心理学科において、養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、次の表にしたがって「養護及び教職に関する科目」を履修する。

表1 「養護及び教職に関する科目」(2023年度生)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目						
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位	授業科目名	単位数			履修年次	開講期	授業形態
				必修	選択必修	選択			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育学概論	2			1	後期	講義
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2			1	前期	講義
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校制度論	2			3	前期	講義
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(教育・学校心理学) 発達心理学	2			1 2	前期 前期	講義 講義
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育総論	2			2	前期	講義
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2			2	前期	講義
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳の指導法	2			2	後期	講義
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		総合的な学習の時間の指導法	1			3	後期	講義
	生徒指導の理論及び方法		特別活動の指導法	2			3	前期	講義
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育方法論	2			3	前期	講義
科目に関する	養護実習	5	生徒指導論	2			3	前期	講義
	学校体験活動		教育相談	2			2	前期	講義
	教職実践演習		養護実習指導Ⅰ	1			3	前期	実習
大学が独自に設定する科目*		7	養護実習指導Ⅱ	1			3	後期	実習
			養護実習	4			3	集中	実習
			教職実践演習(養護)	2			4	後期	演習
			心理学概論	2			1	前期	講義
			食育論			2	4	前期	講義
	「教育の基礎的理解に関する科目」等計	28	本学開設科目計	33	0	4			
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	衛生学	2			2	前期	講義
	学校保健	2	公衆衛生学	2			3	後期	講義
			学校保健	2			1	前期	講義
	養護概説	2	保健教育論	2			2	前期	講義
			保健教育演習			1	3	前期	演習
			養護学概論	2			1	後期	講義
	健康相談活動の理論及び方法	2	養護学概論	2			2	後期	講義
			保健室経営論			2	4	前期	講義
	栄養学(食品学を含む。)	2	健康相談活動	2			3	後期	講義
			栄養学(食品学を含む。)	2			1	後期	講義
	解剖学及び生理学	2	人体の構造と機能Ⅰ(人体の構造と機能及び疾病Ⅰ)	2			1	前期	講義
			人体の構造と機能Ⅱ	2			1	後期	講義
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2			2	前期	講義
			免疫学	2			2	後期	講義
精神保健	2	薬理概論			2	3	前期	講義	
		精神保健	2			2	後期	講義	
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	小児精神医学			2	3	後期	講義	
		看護学	2			1	後期	講義	
		看護学演習	1			2	後期	演習	
		看護学臨床実習	2			3	通年	実習	
		学校救急処置演習	1			3	前期	演習	
		小児保健	2			2	前期	講義	
小児疾病論Ⅰ(人体の構造と機能及び疾病Ⅱ)	2	小児疾病論Ⅰ		2		2	後期	講義	
		小児疾病論Ⅱ		2		3	前期	講義	
	「養護に関する科目」計	28	本学開設科目計	34	4	7			

(※)「大学が独自に設定する科目」は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を越えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」と併せて7単位以上を修得すること

表2 「養護及び教職に関する科目」(2022・2021年度生)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目						
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位	授業科目名	単位数			履修年次	開講期	授業形態
				必修	選択必修	選択			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育学概論	2			1	後期	講義
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2			1	前期	講義
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校制度論	2			3	前期	講義
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(教育・学校心理学)	2			1	前期	講義
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学		2		2	前期	講義
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別ニーズ教育総論	2			2	前期	講義
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳の指導法	2			2	後期	講義
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		総合的な学習の時間の指導法	1			3	後期	講義
	生徒指導の理論及び方法		特別活動の指導法	2			3	前期	講義
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育方法論	2			3	前期	講義
教育実践に関する科目	養護実習	5	生徒指導論	2			3	前期	講義
	学校体験活動		教育相談	2			2	前期	講義
	養護実習指導Ⅰ		養護実習指導Ⅱ	1			3	前期	実習
	養護実習		養護実習	1			3	後期	実習
大学が独自に設定する科目*	教職実践演習	2	養護実習	4			3	集中	実習
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護)	2			4	後期	演習
「教育の基礎的理解に関する科目」等計		28	心理学概論	2			1	前期	講義
			食育論			2	4	前期	講義
			本学開設科目計	33	0	4			
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	衛生学	2			2	前期	講義
	学校保健	2	公衆衛生学	2			3	後期	講義
			学校保健	2			1	前期	講義
	養護概説	2	保健教育論	2			2	前期	講義
			保健教育演習			1	3	前期	演習
			養護概説	2			1	後期	講義
	健康相談活動の理論及び方法	2	養護学概論	2			2	後期	講義
			養護活動論	2			2	後期	講義
	栄養学(食品学を含む。)	2	保健室経営論	2			4	前期	講義
			健康相談活動	2			3	後期	講義
	解剖学及び生理学	2	栄養学(食品学を含む。)	2			1	後期	講義
			解剖学及び生理学	2			1	前期	講義
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	人体の構造と機能1(人体の構造と機能及び疾病Ⅰ)	2			1	前期	講義
			人体の構造と機能2	2			1	後期	講義
精神保健	2	微生物学	2			2	前期	講義	
		免疫学	2			2	後期	講義	
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	薬理概論		2		3	前期	講義	
		精神保健	2			2	後期	講義	
		小児精神医学			2	3	後期	講義	
		看護学	2			1	後期	講義	
		看護学演習	1			2	後期	演習	
		看護学臨床実習	2			4	集中	実習	
小児疾病論1(人体の構造と機能及び疾病Ⅱ)	2	学校救急処置演習	1			3	前期	演習	
		小児保健	2			2	前期	講義	
小児疾病論2	2	小児疾病論1		2		2	後期	講義	
		小児疾病論2		2		3	前期	講義	
「養護に関する科目」計		28	本学開設科目計	36	4	5			

(※)「大学が独自に設定する科目」は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を越えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」と併せて7単位以上を修得すること

資格

表3 「養護及び教職に関する科目」(2020・2019年度生)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設科目						
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位	授業科目名	単位数			履修年次	開講期	授業形態
				必修	選択必修	選択			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育学概論	2			1	後期	講義
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2			1	前期	講義
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校制度論	2			3	前期	講義
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(教育・学校心理学)	2			1	前期	講義
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学		2		2	前期	講義
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別ニーズ教育総論	2			2	前期	講義
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳の指導法	2			2	後期	講義
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		総合的な学習の時間の指導法	1			3	後期	講義
	生徒指導の理論及び方法		特別活動の指導法	2			3	前期	講義
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育方法論	2			3	前期	講義
			生徒指導論	2			3	前期	講義
科目に関する教育実践	養護実習	5	養護実習指導Ⅰ	1			3	前期	実習
	学校体験活動		養護実習指導Ⅱ	1			3	後期	実習
	教職実践演習		養護実習	4			3	集中	実習
		教職実践演習(養護)	2			4	後期	演習	
大学が独自に設定する科目*		7	心理学概論	2			1	前期	講義
			食育論			2	4	前期	講義
「教育の基礎的理解に関する科目」等計		28	本学開設科目計	33	0	4			
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	衛生学	2			2	前期	講義
	公衆衛生学		2			3	後期	講義	
	学校保健	2	学校保健	2			1	前期	講義
			保健教育演習	2		1	2	前期	演習
	養護概説	2	養護学概論	2			1	後期	講義
			養護活動論	2			2	後期	講義
			保健室経営論	2			3	前期	講義
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動	2			3	後期	講義
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学(食品学を含む。)	2			1	後期	講義
	解剖学及び生理学	2	人体の構造と機能Ⅰ(人体の構造と機能及び疾病Ⅰ)	2			1	前期	講義
			人体の構造と機能Ⅱ	2			1	後期	講義
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2			2	前期	講義
			免疫学	2			2	後期	講義
	精神保健	2	薬理概論		2		3	前期	講義
精神保健			2			2	後期	講義	
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	小児精神医学			2	3	後期	講義	
		看護学	2			1	後期	講義	
		看護学演習	1			2	後期	演習	
		看護学臨床実習	2			4	集中	実習	
		学校救急処置演習	1			3	前期	演習	
		小児保健	2			2	前期	講義	
小児疾病論Ⅰ(人体の構造と機能及び疾病Ⅱ)	2	小児疾病論Ⅰ		2		2	後期	講義	
		小児疾病論Ⅱ		2		3	前期	講義	
「養護に関する科目」計		28	本学開設科目計	36	4	5			

(※)「大学が独自に設定する科目」は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を越えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」と併せて7単位以上を修得すること

資格

3. 養護実習受講のための基準について（2019年度生以降）

「養護実習」を履修する学生は、次の条件を充足しているものとする。

- (1) 将来教育職員となる意志の強いこと。
- (2) 「教職に関する科目」*について、実習実施の前学年終了までに履修すべき必修科目をすべて修得済みであること。
- (3) 「養護に関する科目」（必修科目及び選択必修科目）について、養護実習実施前年度までに履修すべき科目を全て履修し、単位未修得科目が2科目以下であること。また、養護実習実施前年度までの累積GPAが2.5以上であることが強く望まれる。
- (4) 指定期日までに指定された感染症の予防対策を講じていること。

* 「教職に関する科目」は表「養護及び教職に関する科目」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目」である。

4. 養護実習手続き

- ① 実習校は、実習の前年度に申し込みを行う。必ずしも希望通りにはならない場合があるが、その場合は、実習生と担当教員が相談して対応にあたる。
- ② 実習校より内諾が得られたら、教育委員会等関係機関と連絡を取りながら、大学所定の方式により手続きを進めていく。（各教育委員会により特別に指定がある場合はその方式に従って手続きを進めていく）
- ③ 手続きの方法や実習生としての心得等に関しては、適宜招集する説明会や養護実習指導Ⅰの中で詳細に指導する。

養護実習費（看護学臨床実習費を含む）

養護実習を実施するために必要な教材資料及び諸費用として、養護実習費を5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。（ただし養護教諭免許取得の為に看護学臨床実習も必修である為、看護学臨床実習費も合わせて納入すること）所定の期間に実習費を納入しなかった者は、その年度での実習を認めない。なお、一旦納入した実習費は、一切返還しない。

※万一、病気等やむを得ない理由によって実習が不可能となった場合には、速やかに実習担当教員に申し出て、その指示に従い、自分勝手な行動はとらないこと。

5. 教職履修カルテの作成について

4年次後期の「教職実践演習」の履修に向けて、「教職履修カルテ」を作成しなければならない。

また、指定された時期に提出する必要があるが、カルテ未提出者はそれ以降の教職課程の履修を認めない。

カルテの作成方法・提出時期について説明会を実施するので、必ず出席すること。

6. 教育職員免許状の申請について（4年次生）

(1) 一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者をとりまとめて岡山県教育委員会へ免許状授与の申請をすることである。一括申請の手続方法・受付期間・手数料等詳細については、11月上旬（予定）に説明会を行うので、必ず出席すること。

(2) 個人申請

一括申請手続きをしなかった者は、個人申請となる。なお、この場合の免許状の取得は、卒業後の4月以降となる場合がある。個人申請は、卒業後に都道府県の教育委員会へ申請し、免許状取得後は免許状番号を必ず教務課へ連絡すること。